

# 登園許可書

小規模保育事業 みみ・あんぱん 園長 宛

園児名 \_\_\_\_\_

上記の者、下記疾患はほぼ治癒し、他に感染のおそれなく、登園を許可したことを証明します。

病名 \_\_\_\_\_

治療期間 令和 年 月 日から 月 日まで

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

お子様が下記の伝染病にかかった場合は、次のことにご配慮くださいますようお願いいたします。

- ① 学校保健法で定められた病気や法定伝染病により、病院やご家庭で治療・休養を必要とする場合は出席停止となります。他の園児への伝染を防ぐため、また余病を防止するためにも、医師から登園許可がでるまでは登園はお控えください。
- ② 病気が治って登園する際は、必ず「登園許可書」を医師に記入してもらい、ご提出ください。

学校保健法による伝染病の種類と出席停止期間

第 1 種学校伝染病

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、急性灰白髄炎、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、コレラ、マールブルグ病、ラッサ熱の 11 種については医師において伝染のおそれがないと認めるまで出席停止となる

第 2 種学校伝染病

病名	症状	出席停止の基準	潜伏期間
インフルエンザ	高熱、頭痛、腰痛、関節痛	咳発病後 3～4 日	1～3 日
百日咳	喉の発赤、特有の咳	特有の咳が消失する	1～2 週
麻疹（はしか）	発熱、咳、目の充血	皮膚の発赤熱が下がって 2 日	1～12 日
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳の前・後の痛みと腫れ	発熱 耳下の腫れが消失	1～2 週
風疹（3 日はしか）	発熱、発疹、リンパの腫れ	発疹が消失	2～3 日
水痘（水ぼうそう）	水泡のある発疹、軽い発熱	全て発疹がかさぶたになる	2～3 週
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、喉の痛み、結膜炎	症状が消え 2 日経過	5～7 日
結核	疲労感、咳、微熱、寝汗	医師の許可による	1～2 ケ月

第 3 種学校伝染病

流行性角結膜炎	目やに、充血、涙、異物感	医師による判断	5～7 日
急性出血性結膜炎	結膜出血、目の痛み	医師による判断	1～2 日
腸管出血性大腸菌 感染症	腹痛、下痢、嘔吐	医師による判断	3～5 日

その他の伝染病 病状により医師が伝染の恐れがないと認めるまで。

伝染性紅斑（りんご病）	かぜ症状、頬が赤くなる
手足口病	手足口腔内に発疹、微熱
マイコプラズマ	咳、微熱

